第15章 評価書案についての意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

「(仮称) SVH 千里丘新築工事に係る環境影響評価書案」について、吹田市環境まちづくり影響評価条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの「評価書案意見書」が 9 通提出されている。

その意見書の内容及びこれに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

表 15.1-1(1) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

- X 11	b. 1−1(1) 評価書案意見書の内容及 -	ひこれに対する事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価	このようなでは、時に、大きさんでは、時に、大きなのがあったがでれてなり際、大きなのがあったがでは、では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きでは、大き	で、 で

表 15.1-1(2) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

	0. I−I (2) 評価書条息見書の内谷及 T	ひこれに対する事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
大気汚染	説明会では、早口でして、では、中では、中では、中では、中では、中ではでからなどでであり、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では	本の は直す8 本の は直す8 本の は直す8 本の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
騒音	環境影響評価の結果、騒音についてを は場所によっており、増加分が、 がいることの見解ですとの見解ですといることとを といることとを といえるのでしょうか。 を上回っていることとを ないといえるらこれ以上超えるのが または制御っための またはないが なのか疑問です。	価書 291~292 ページ)。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

表 15.1-1 (3) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

2.1	o.1-1(3) 評価書案怠見書の内容及 「	ひこれに対する事業者の見解 「
項目	意見の内容	事業者の見解
取 (((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((2月16日の説明会では温泉では温泉では、SVHは災害の説明会では役にが、とからなりませたがありませたがありませんが、というでは、大のの選難所にするだとが、というとも、ともいうのは、そういうかは、そういうかは、そういうが、とれば便利だという意味でしょうか。	下の線雑り、知でい画にり所、期で度置るき でいる図策見なびにてす。 No.の想道安すペ看で誘概電経置に約口主で場合とに低こ効が、を示さいる点とののの想道安すペインのように、差でないのでしていいないが、のの想道安すペインのように、差でないのででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表 15.1-1(4) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項目 意見の内容 事業者の見解 交通混雑・ ・結論:南側入口の再検討 あおば通りからの入出庫について 交通安全 理由: は、これまでも十分に検討してまいり ① 危険要素が多い為 ました。しかしながら、あおば通りと ・千里丘北小学校、保育園があり、 事業計画地の地盤高の高低差が 10m 小さい子どもが多くおり、信号も 程あり構造的に困難であること、自動 ない坂道への入出庫は得策では 車交通量及び歩行者通行量の多いあ ない。 おば通りに交通渋滞を生じさせる懸 ②徳洲会への救急搬送への懸念 念があること、あおば通り南方面から あおば通りから救急搬送される の右折入庫による渋滞が懸念される 為、その際に渋滞があれば人命に ことから、実施は困難であると結論付 かかわる。 けました。その代わり、南側出入口に ③坂道での危険 おける入出庫についての安全策を以 ・南側の道(南側入口の道)、西側の 下のように十分に練ってきました。 道(公園横の道)は坂が急な為、 ①③南側出入口について、看板、誘導 車も自転車も猛スピードで下っ 員などを配置して右折入庫及び 右折出庫を禁止します。さらに、 てくる為、交通量が多くなれば、 事故が必ず起こると想定される。 道路構造物として道路管理者が 吹田市にカーブミラーや信号の 管理する歩車分離のガードレー 問合わせをしても、事故が起こら ルを設置させて頂くよう道路管 ないと動いてくれさえしない中、 理者と協議し、物理的に右折出庫 今以上の危険因子増加は許容出 がしにくい対策となるようにガ 来ない。 ードレールを設置します。なお、 南側出入口前のセンターライン にポストコーンを設置すること 改善案: については、沿道住宅の方の自宅 青葉副 車庫への車両の入出庫が不便と なるため、難しいと判断していま す。また、朝の時間帯(特に通学 お変更 時間帯)は、誘導員を配置するこ 青菜通火则に出入口 とに加え、南側出口を閉鎖しま (左折生人) す。現状の坂道における危険性に 北倒山 ついては、事業計画地南西側及び 南側をセットバックすることに より、視野範囲が向上し、安全側 に改善されるものと考えていま 湿 ②③事業計画地南西側をセットバッ クして歩道を設置することに加 え、現在の道路区域内の電柱を事 業計画地側に移設することによ り、緊急車両含め自動車の走行環 ・入口を北側とあおば通り側の2ヶ 境が改善され、安全性が向上する 所に再検討。(自社用地内で渋滞 ものと考えています。 吸収かつ今の設計変更を最小に 出来る案として) ・今の西側の(公園横の道)と平行 に自社用地に山なりに道を増設。 →入出はあおば通り側。 ・渋滞はある程度自社内で緩和出来 る。 子ども達への危険度も信号がある 為、最小限に出来る。 教急のさまたげにならずに出来 る。

表 15.1-1 (5) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

2.1	5. I−I (5) 評価書条息見書の内谷及 T	ひこれに対する事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
交交(・坂本ら、 の の しつ を は で と で 表 で の で に で ま で と で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で ま で は で は	南側出入口の時間制限(朝の時)し側のではは一次には一次には一次には一次には一次には一次には一次には一次には一次には一次

表 15.1-1(6) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

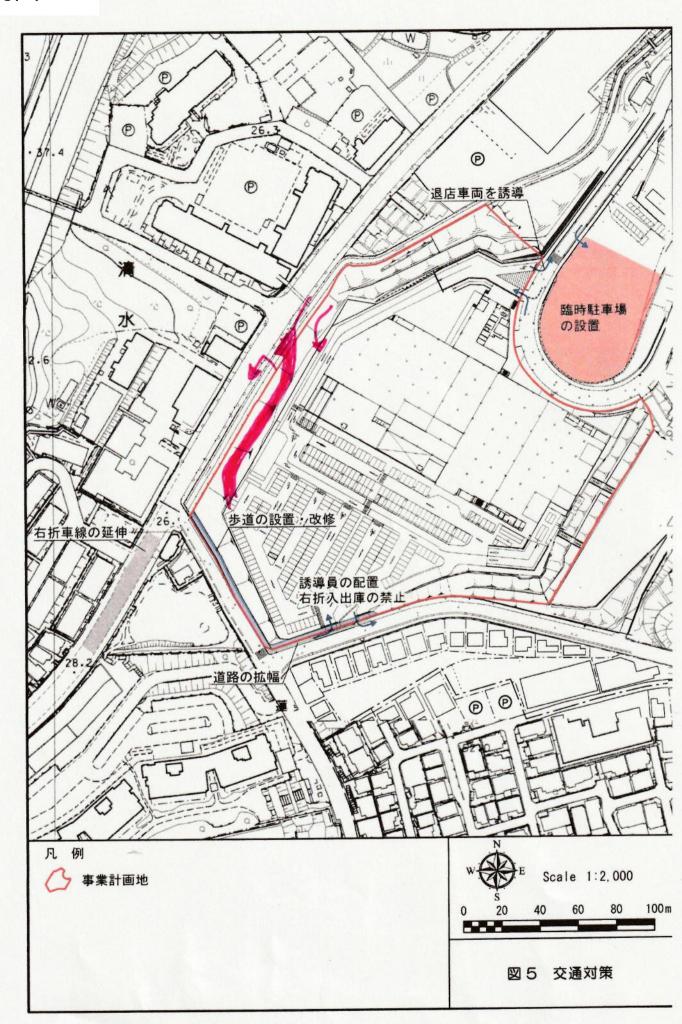
衣口	o.1−1(6) 評価書案怠見書の内容及 「	ひこれに対する事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
交 (意はと、 は 共数カ千小 あ でかで、速の性よ 芦車。 、るしと。は つな 低つ止は効朝いいにがな ス折の を は 大数 の を で と と	のをしのう出一出コ道出し員朝誘鎖 お課来断もな周辺た す慮分営えつ。 のをしのう出一出コ道出し員朝誘鎖 お課来断もな周辺た す慮分営えつ。 ののもしのう出一出コ道出し員朝誘鎖 お課来断もな周辺た す慮分営えつ。

表 15.1-1 (7) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
交交(の、では、 の、では、 をいるがでいるがでいるがでいるがでいるができます。 でいるがでいるがでいるがでいるがでいるできませんが、 をととなって、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるがでいるがででででは、 の体をでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるが	交差点需要率という指標でみると、クロットでの関連に本事にいるという指標業の理していまた。 まずを見いていませんに自動時本 14 ピーさんが 14 などでのではない。 まずを担いるが 14 などでのではない。 は 16 時現本事は 16 時期では 16 時期では 16 時期では 16 時間では 16 時間では 16 時間では 16 がいた 16 では 16 がいた 17 に 18 がいた 18 に 19 がいた 18 に 19 がいた 18 に 19 がらことを 18 また 19 がらことを

表 15.1-1 (8) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

20.10	o.1−1(8) 評価書案意見書の内容及 「	びこれに対する事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
交交(() () () () () () () () ()	・説の交。 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・説ので、 ・で、ないで、 ・で、ないで、 ・で、といいで、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・	(1) では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな



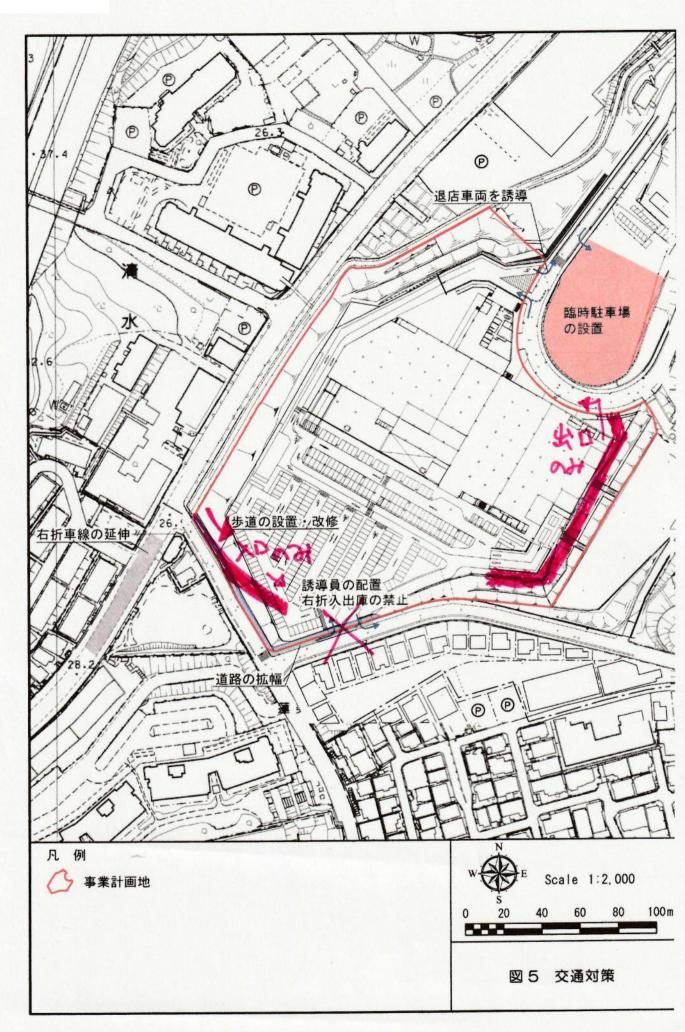


表 15.1-1 (9) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

衣し	0.1-1 (9) 評価書案意見書の内容及	びこれに対する事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
交ので、	・・ かおさい できない はさいが はさいが はさいが はさいが はさいが はさいが はさいが が はな で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	あおば通りの千里丘北交差点における北向き車線の拡幅及び右折車線の滞留長延伸については、その実現に向けて道路管理者及び警察と協議を行っています。また、関係する各連合自治会にも説明させて頂いています。
	・千里丘中央線を南方向から来店する 比率が 19%と予想されていますが、 千里丘中央線は満足な道幅がなく、 坂道でもあり大変危険をはらんでいる道路といえます。産業道路から の進入路として、千里丘中央線を利 用しないルートを通るよう看板等 で誘導していただきたいです。	ご指摘のとおり、介護のとおり、所属のとおり、不理に当り、ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	・評価書案の 11 ページに南側出入口はやめて欲しいという意見に対 1 に対しての見解に「同規模で出り立っと記がしての選営している(成り立っと記がありますが、その見解では独の見解ではないとの出入口が必要というのは理由になら理解できまいというのは理由にならないと思います。	来店車は多方のの大型では、 本店車で、利便性や日本をのので、 ので、利便性や日本をののので、 ので、ののでは、 ので、ののでは、 ので、ののでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

表 15.1-1 (10) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
	意見の内容 ・評価書家 12 ペペーに 大きな 2 中に 類が 2 中に が 3 中に で 3 中に が 4 中に が 5 中に 類 5 中に 類 5 中に 類 5 中に 類 5 中に が 5 中に 類 5 中に が 5 中に が 5 中に が 5 中に が 5 中に か 5 中に が 5 中に か 5	しつ) 進 ま折ド は ま線すと要さ地走ん 線折差き千る困 し施 出と時 でったでで、よは 生実 側境対里右業歩業側幅を折看がルの明入時計ト、係た区すび。、てい離急方さ考に、 が対 のり・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	いため工事車両の入場は北側のみ としていただくことを強く要望し ます。	な出入は除く)、走行時間帯にも配慮 します。また、出入口に警備員を配置 します。

表 15.1-1 (11) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

2.10	. I-I (II) 評価書条息見書の内容及	ひこれに対する手来者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
交交(続き)	※1、金融 (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	現状もガーデンコープへのしてということは記述千里ないのしてということにいいまさにはいることにおいることにおいる主意に近ておりいい本と考えまます。 差点に近ておりいい本と考が重視のでは、を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
	「大学の大学のでは、 「大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	工方面からの来店車では、も成立のでは、大変を活出した。の来店ででは、ものでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

表 15.1-1 (12) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項目	. 1-1 (12) 計画音楽息兄音の内谷及 	事業者の見解
交通混雑・ 交通安全 (続き)	りなおして、よりよい店舗づくりを行って下さい。	# AC TO 70 JUNE
	※ 割出 が	セ区寸保走ら寸歩。バ 導折造車頂にう、ポて両と特る。でい、い おか分がて高難者滞ば渋難 てがる入、。 を路設確車さク、寸型 誘右構歩で的よおにい車い帯ですまおどて あ線十ない盤困行渋おる困 い)あ折らたを路設確車さク、寸型 誘右構歩で的よおにい車い帯ではになって、ます南通の検、、高あ行生りがあ手、保とに施車があるす行にる行まり 員出物分く右に南スはの判にこ のて現ま ばらにらはので通を通滞で は確と原常のとこの業がであるけながしているではばがと多せ面さお中間があるけいかという。これがあるが、こ者たカ南な庫とのう出し出いでのとは、一般のとすが向て、大阪のとはのでは、大阪のといった範性のでは、大阪のとはでのでは、大阪のといったででは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のは、大阪の当のとは、大阪の当の大阪のででは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当のとは、大阪の当の大阪のというのとが、大阪のとので通道の大阪、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪の当の大阪のとが、大阪の当の大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪のとが、大阪の当の大阪のは、大阪の当の大阪のは、大阪の当の大阪の大阪のが、大阪の大阪のは、大阪の大阪のは、大阪の大阪のは、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大

表 15.1-1 (13) 評価書案意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
その他	ゴルフ練習場のときは、徳洲会病院 側とグンゼスポーツ側をつなを通路けていまうに通路を可じように通路を がありました。同じように通路をすが、 ではないただきたいです。 敷地内のしょうが、おえ下ではないでしょうか。おえ下ではないでしょう者がらの見解しまがある。 およそ、事業者会(説明下形骸ロストではおよる意見交ののがが表しているののではいかが、からもののではとりののは意見を担応であると老人福祉ではないとものと老人福いて理解さるでいるのと老人にないまとにない。 下手会議員先生にも理診するでいるである。ただであろうでが開発的に事業がすかられている。	防犯上の観点から、事業計画地内を 通路として通り抜けして頂くことは できません。 事業計画地及びその周辺は造成地 であり、当該竹林は古墳の跡地ではあ りません。 行政へのご意見・ご要望について は、事業者としての見解は控えさせて 頂きます。
	自体、情けないと感じる。	

_	60	16	_
	v	JU.	